

平成29年度

第2回飯田市土地利用計画審議会

第2回飯田市都市計画審議会

議 事 録

平成29年11月24日 13時30分～14時55分

飯田市役所C311・C312・C313 会議室

1. 開 会

2. 副市長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 諮問

5. 審議

(1) 飯田市土地利用基本方針の変更について

(2) 飯田市景観計画の変更について

ア 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて

イ 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて

ウ 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について

(3) 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について

(4) 飯田都市計画と畜場の変更（廃止）について

6. その他

7. 閉 会

○勝岡 定刻前でございますが、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします地域計画課の勝岡と申します。よろしくお願いいたします。

1点、ご報告いたします。本日出席予定の20番原委員から遅れる旨のご連絡がありましたのでご報告いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お配りいたしました、当日配付の資料1「飯田市土地利用基本方針の変更について」、資料2といたしまして「飯田市景観計画の変更及び屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について」、資料3といたしまして「飯田都市計画と畜場の変更（廃止）について」、その他といたしまして「会議次第」、「審議会委員等名簿」、「配置表」でございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

2. 副市長あいさつ

○勝岡 それでははじめに、副市長からご挨拶申し上げます。

○佐藤副市長 皆さんこんにちは。飯田市の副市長の佐藤でございます。本日、市長が不在でございますので、代わりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、第2回目の飯田市土地利用計画審議会、飯田市都市計画審議会ということで、大変お忙しい中、またお寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から市政に関しまして、それぞれのお立場でご理解とご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

皆様方には、平成27年の12月に委員としてお願いをして約2年間ということで、これまでたびたび審議をしていただいてまいりました。任期が平成29年12月14日で終了ということになるわけですが、この最後の最後にまいりまして、またこういうことで審議をお願いするというところでございます。

お手元の会議次第にございますように、本日のご審議をお願いしたい点というのは4点ございまして、1つは土地利用基本方針の変更について、それから飯田市景観計画の変更について、屋内広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について、そして飯田都市計画と畜場の変更（廃止）についてということであります。

いずれも、状況の変化や、これからの見据えて変えなければいけない点についてご審議をいただきたいということでございます。

今年度から、飯田市では新しい総合計画、いいだ未来デザイン2028ということで取り組んでいますし、10年後にはリニアが通る、あるいは三遠南信自動車道が全通という状況の中で、都市計画や土地利用についてもしっかりと考えなくてははいけません。そんなことでございますの

で、任期も押し迫ったところでいろいろとご審議いただき、大変恐縮でございますけれどもどうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

(会議の成立について)

○勝岡 本日は、2番山本委員、3番平沢委員、10番中平委員、12番椎葉委員、18番高瀬委員、19番橋川委員、浅野専門委員、鈴木専門委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、2番山本委員が欠席のため布山副局長が、12番椎葉委員が欠席のため菊池事業対策官がそれぞれ代理として出席されております。

ここで、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっておりますので、本日は、土地利用計画審議会委員15名のうち11名の皆様が、また、都市計画審議会委員24名のうち19名の皆様が出席されており、過半数を満たしておりますのでこの会議は成立している旨をお伝えいたします。

3. 会長あいさつ

○勝岡 それでは、次第に従いまして大貝会長からご挨拶をお願いいたします。

○大貝会長 会長の大貝でございます。本日はよろしくお願いいたします。

日頃よりこの審議会の委員として、ご尽力ご足労いただきまして大変ご苦労様でございます。

今日の審議事項としては、前回、この場で皆様からご意見をいただきました、いくつかの案件について、具体的な変更の諮問があるようでございますので慎重なご審議をいただければと思えます。

そして、今日の諮問につきましては、できれば、本日中に一定の結論が得られればと思っておりますので、委員の皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○勝岡 ありがとうございます。

4. 諮問

○勝岡 それでは、次第に従いまして、諮問に入らせていただきます。今回は、次第にお示ししてあります4案件についての諮問となっております。

本諮問は、両審議会に諮問する案件と一方の審議会のみで諮問する案件があります。両審議会に諮問する案件につきましては、都市計画審議会への諮問の読み上げ、土地利用計画審議会への諮問の読み上げは省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは副市長お願いいたします。

○佐藤副市長 まず1点目は、飯田市土地利用基本方針の変更についての諮問でございます、土

地利用基本条例に基づいて審議会の意見を求めるものでございます。

2点目は、飯田市景観計画の変更についてで、これについては、景観法の規定に基づいて審議会の意見を求めるものでございます。

3点目ですが、屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更についての諮問でありまして、これにつきましては、飯田市屋外広告物条例の規定に基づいて意見を求めるものです。

4点目ですが、飯田市都市計画と畜場の変更（廃止）についての諮問でございまして、これは、都市計画法の規定に基づいて委員会の意見を求めるものでございます。

それぞれ、よろしく願いいたします。

○勝岡 ありがとうございます。

それでは、ここで副市長は公務の都合により退席させていただきます。

ご了承のほど、よろしく願いいたします。

（副市長退席）

○勝岡 以降の進行につきましては、大貝会長をお願いいたします。

（会議録の公開について）

○大貝会長 それでは早速ですが始めさせていただきます。

まず、審議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明がありますのでよろしくをお願いします。

○勝岡 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。

飯田市の附属機関の会議内容の概要につきまして、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り発言した委員の氏名を記載するものとしております。

本日の会議録における委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

以上です。

○大貝会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように公開の同意について、皆様からご意見なければ公開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（賛意を表す者あり）

○大貝会長 特にご異議ないようですので、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。

5. 審議

○大貝会長 それでは審議に移っていきたいと思います。

先程、諮問されました「飯田市土地利用基本方針の変更」について、事務局より説明をお願いします。

○遠山課長 事務局の地域計画課の遠山と申します。よろしくお願いたします。

まず、資料1をご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会でお配りさせていただいた資料を中心に、パワーポイントで整理をいたしておりますので、会場スクリーンを合わせてご覧いただきたいと存じます。

既にご承知いただいておりますとおり土地利用基本方針は、市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めておりまして、この内、都市計画に関する部分の記述については都市計画法第18条の2の「市の都市計画マスタープラン」いわゆる「都市マス」となっています。

また、土地利用基本方針は、市の総合計画など上位計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて適宜柔軟に見直し、これまでも15回の変更を行ってきております。

今般、いいだ未来デザイン2028や国土利用計画第3次飯田市計画の策定のほか、「都市計画道路の見直し」等の状況に応じ、これらの内容に即した変更が必要となっているところがございます。

主な変更点は次の3つでございます。

1つ目に「国土利用計画第3次飯田市計画の策定に伴う変更」では、目標年次、将来人口等をいいだ未来デザイン2028の数値に変更し、国土利用計画第3次飯田市計画の基本指針に即して、遠山地域を新たに「交流拠点」として位置づけます。

2つ目に「都市計画道路の見直し」については、具体的な都市計画道路の見直しに向けて土地利用基本方針に「飯田市都市計画道路見直し方針」を位置づけるものでございます。こちらについては、次のシートでまた少し詳細にご説明致します。

3つ目に「その他」といたしまして、「と畜場」の都市計画の廃止を行いたいとするものであります。都市計画審議会での諮問に合わせ、土地利用基本方針の記述部分を削除するものでございます。

4枚目の次の図でございますけれども、前回の審議会でご協議いただきました「都市計画道路の見直し」に係る図でございます。

当市の都市計画道路の多くは、半世紀以上前の、昭和20年代から40年代に決定されましたが、これは、人口の急増、市街地の拡大、経済の急成長へ対応していくためのものでございました。

しかし、今日、人口減少や少子化・高齢化が進行し、経済の低迷など当時から社会情勢が大きく変化しております。

また、リニア中央新幹線開通を見据えた交通体系整備も進めていくことによりまして、また次のシートで詳細にご説明申し上げますが、飯田市道路網構想における主な道路軸が形成されてきており、これに合わせた交通体系の整備が求められます。

こうした点から、社会情勢の変化を踏まえ、将来都市構造に資するよう総合的な見直し

必要となります。

そこで、今般、長野県「都市計画道路見直し指針」に基づきまして、総合的判断・検証から各路線・各区間を客観的に評価し、その結果、「都市計画道路の見直し方針（案）」を都市計画図へ記載したものがこちらの図となっております。

黒い線でございますが、こちらは、見直し対象とならない整備済み、事業中の路線でございます。青は、存続候補。緑は、変更候補。茶色は、廃止候補又は変更候補。赤は、廃止候補。ピンクの点線は、新規路線として整理をさせていただいております。

以上が前回の審議会でご説明した内容でございますが、合わせまして、「飯田市道路網構想」について若干のご説明を申し上げます。

スライドを見ていただきたいのですが、こちらの図につきましては、国土利用計画第3次飯田市計画の土地利用構想図でございますが、「飯田市道路網構想」につきましては、この第3次飯田市計画に位置づけを行い、前々回の審議会、今年3月の土地利用計画審議会でご審議をいただいたところでございます。

こちらの図は、只今の土地利用構想図から道路網構想だけを抜き出したものでございます。まず2つの環状道路軸がございます。赤い線が内環状。黄色い線が外環状と言っております。内環状につきましては、国道153号、それから飯田インターがありまして、現在、県による整備を行っていただいている羽場大瀬木線、それから県道飯島飯田線・フルーツライン、そして、リニア駅周辺で県が整備を推進していただいております座光寺上郷道路と繋がる環状の幹線道路でございます。

真ん中の縦の線が入っておりますが、柳通り、日ノ出町江戸町線でございます、下段の国道153号と上段のフルーツラインをつなぐ路線としております。

黄色の外環状につきましては、南信州広域連合の示す内環状と合わせております。まず中央道でございます、現在、座光寺スマートインターチェンジを推進している座光寺PAから飯田山本IC、それから三遠南信自動車道で仮称飯田東ICまで、そこから国道256号、竜東側の下久堅知久平線、そして阿島橋の上飯田線、それから現在、計画を進めていただいている座光寺上郷道路を上がり、現在計画中の座光寺スマートインターチェンジに繋がるものでございます。

その他、紺色の線が、放射道路軸になりまして7本で構成をされております。この放射道路軸は、南信州圏域の一体化のため、圏域各自治体と中心市である本市との連絡強化の役割を担うものでございます。

この下の、この画面の下の図は三遠南信自動車道を介して、大鹿村、上村、南信濃、天龍村に繋がるルートを示しております。

この今の上下2枚の図についても、今回の土地利用基本方針の中に「飯田市道路網構想」として位置づけをして参りたいと考えておるところでございます。

それでは、資料1をもとに、今回変更を行う箇所を具体的にご説明申し上げます。資料1

「飯田市土地利用基本方針の変更（案）」の1頁、「1、国土利用計画第3次飯田市計画の策定に伴う変更」をご覧くださいと思います。

まず、変更の理由でございます。

平成29年3月に決定しました上位計画である国土利用計画第3次飯田市計画において、「土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」をいいた未来デザイン2028の人口ビジョンの数値に変更したこと、及び遠山地域を拠点集約連携型都市構造の推進に掲げる拠点のうち、「交流拠点」に位置づけたことに伴い、これらに即して変更を行うものでございます。

(2)は変更を行う箇所となりますが、資料5頁からの新旧対照表をご覧ください。飯田市土地利用基本方針の変更を行う箇所を抜粋した資料でございます。

主な変更箇所といたしましては、資料1、1頁の第1編第1章の「5. 対象区域と計画期間」の「(2) 目標年次等」に当たる部分でございます。目標年次を「平成39年」から「平成40年」に、将来人口の目標を「平成28年で106,000人」としていたものを「平成40年で96,000人」とし、同様に世帯数を「平成28年で38,100世帯」としていたものを「平成40年で37,800世帯」に変更いたしました。

次に資料15頁をご覧ください。こちらは第2編第2章の「3. 拠点集約連携型都市構造の推進」の「(3) 交流拠点」に当たる部分で、これまで天龍峡エコバレー地域のみが位置付けられておりましたが、国土利用計画第3次飯田市計画において遠山地域を新たに「交流拠点」とし位置づけたことに伴い、土地利用基本方針にも遠山地域に係る記述を追加したものでございます。

また、資料15頁の「4. 都市構造の形成に関する方針」の「(3) 交流拠点の育成」についても、16頁にかけて同様に遠山地域の特色に係る記述を追加してございます。

資料1の3頁にお戻りください。

続いて、2の「都市計画道路の見直し」についてご説明します。

都市計画道路の見直しについての詳細は、先ほどのスライドでご説明申し上げたとおりでございますが、道路に関して都市計画を決定したときに比べ道路交通形態が大きく変化しているため、現在及び将来における交通状況や土地利用の方向性に照らし、具体的な都市計画道路の見直しに向けて「飯田市都市計画道路見直し方針」を土地利用基本方針に位置づけるものでございます。

4頁の(2)具体的に変更を行う箇所でございますが、資料2の1の17頁をご覧ください。

第2編第4章第1節1の「都市計画道路」の「(1) 基本方針」について、「○都市計画道路見直しの背景」等の記述を追加いたしております。

18頁をご覧ください。「(2) 具体的な内容」において、これまで「○都市計画道路の見直しに関する方針」にあった、右枠の下から3行、さらに19頁の上から4行にかけての記述を「○都市計画道路の見直しの考え方」に移動いたしまして、「○都市計画道路の見直しに関する方針」には見直しの方針に係るより具体的な記述を追加してございます。

このうち資料 19 頁左枠 2 行目の「・都市計画道路の見直しは」からは未整備の路線についての記述でございまして、「飯田市都市計画道路見直し方針」に基づいて進めていくこととしておりますが、「資料－4 を参照」と記載されている箇所につきましては、資料 23 頁に掲載しております。これは先程パワーポイントでご説明申し上げた図と同じでございまして。

こちらは資料編の資料－4 として「飯田市都市計画道路見直し方針」を追加しております。

さらに次のページの資料 24 頁では、交通軸の考え方として、先程パワーポイントでご説明申し上げた「飯田市道路網構想」を位置付けております。

資料の 3 頁に戻っていただきまして、3 の「その他」についてご説明申し上げます。

(1) の「と畜場の変更（廃止）」について、後ほど審議事項の（4）で、詳細にご説明申し上げますが、資料 20 頁をご覧くださいまして、と畜場の廃止に伴いまして、第 2 編第 4 章「都市施設の整備方針」の第 6 節「その他の都市施設」の「と畜場（飯田と畜場：昭和 51 年）」の記載を削除いたします。

資料 3 頁にお戻りいただきまして、(2) として、今回ご説明申し上げた事項のほかに、土地利用基本方針に関連する諸計画の更新やリニア中央新幹線の開通等、経年や社会情勢の変化、あるいは飯田古墳群の国史跡指定などにより軽微な表現の修正が必要となった箇所を変更いたしております。詳細については、資料 5 頁以降の新旧対照表でご確認いただきたいと存じます。

今回の変更につきまして、10 月 16 日から 11 月 14 日までの 30 日間、パブリックコメントにより意見募集を行いました。資料 25、26 頁をご覧ください。

意見募集の結果といたしまして、都市計画道路の見直し方針（案）について 2 件のご意見をいただきました。

1 件目のご意見といたしましては、都市計画道路見直しについて、将来構想の再構築により速やかな見直しを行い、地域計画と共に方向づけすべきであるのご意見でございました。

この意見に対しまして、各路線の都市計画の変更や廃止については、できる限り速やかに行いたいと考えており、地域組織、住民の皆様と十分協議し、合意が得られた路線から順次手続きを行っていく旨の回答をいたしました。

2 件目のご意見では、特に下山妙琴原線の未整備区間について、地元鼎地区の住民の方から、都市計画道路廃止により道路整備をしないのではという懸念される意見がございました。

このご意見に対しまして、1 件目同様、都市計画の決定・変更にあたっては、丁寧な説明により合意が得られた後、行っていくということ、また、ご意見をいただいた路線、区間の整備及び管理の主体は長野県の区間となりますが、市としても、安全確保やよりよい住環境の形成といったご意見を踏まえまして、事業が実現できるよう力を入れて参る旨の回答をいたしたところでございます。

パブリックコメントの結果については以上でございます。

最後に、今回の変更の施行日でございますが、平成 30 年 1 月 1 日を予定いたしております。

飯田市土地利用基本方針の変更に関する説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

それでは、只今、説明がありました「飯田市土地利用基本方針の変更」について、質疑に移りたいと思います。まず、只今の説明についてご質問等があればお願しいたいと思います。その後、ご意見を伺うことといたします。よろしくお願しいたします。

ご質問等あればご発言いただきたいと思いますが、発言にあたっては氏名を告げてから発言をお願しいたいと思います。

それでは、ご質問あればお願いたします。いかがでしょうか。

前回の10月の審議会で、基本方針の変更、事前の勉強会を開催させていただいて、今回、基本方針の変更の中身については、国土利用計画の第3次飯田市計画の策定に伴うこと、特に人口ビジョン。それから、遠山地域を交流拠点に位置づけるところが主要なところで、あとそこに、都市計画道路の見直しに関しても、この方針の中に埋め込む形で、諮問をいたしているということです。その他として、と畜場の変更（廃止）も関わって方針を変えていきます。

ご質問いかがでしょうか。

新旧対照表をご覧になるのは、皆さん今日が初めてですので、文書上の表現、先ほどの説明いただいたポイントになるところ等、何か気になることがあればご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長 ご質問なければ、ご意見をいただいてということで、この変更の方針に対してご意見がある方は、挙手をしてお名前を告げてからご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○篠原委員 一般公募の篠原と申します。

遠山地域を交流地域に指定しようという動きがあるわけなんですけれども、まず、交流地域の成立要件というか、条件といたしましうか、それはどのようにお考えになっているのか。

それから、私共が考えるに、交流するというのは、飯田の市内だけではなくて他府県からもいろんな人が来てそこに集い、各地から来て遠山を見てくれるというものだと考えるわけなんですけれども、実際に、三遠南信自動車道ができてそんなことが可能なのかと疑問に思いました。

交流の定義と見通しを教えてください。それから、それについて飯田市がどのようなバックアップをするのか教えていただきたいと思います。

○大貝会長 遠山地域を交流拠点に位置づけるということ及び交流拠点の意味合いについて事務局からお願いたします。

○遠山課長 ご質問ありがとうございます。

交流拠点につきましては、資料、基本方針の中へ既に位置づけ定義等々ございまして、交流拠点につきましては、現在、天竜峡エコバレーのみでございすけれども、様々な地域の様々な資源を活かして人を呼び込み交流人口の拡大を目指すための拠点と位置づけております。自然、環境、産業、経済等の調和を図りまして当地域の魅力を発信していく拠点であるというところであります。

遠山地域を交流拠点とし位置づけていくという一番の背景といたしましては、三遠南信自動車道がございまして、それを活用する中で交流人口をしっかりと拡大を図っていきたいという意図でございす。

市でいえば産業経済部とも一緒になって推進してまいりたいと考えておるところでございす。

よろしくお願いいたします。

○大貝会長 今のような説明でよろしいでしょうか。

○篠原委員 計画自体はよく分かるんです。人間を動かして遠山地域を発展させようということは分かるんです。意図は分かるんですけれども、ただ、その机上の空論ではなくて、そのために飯田市はどういう努力をするのかとか、そういうことが見えてこないと単なる名目だけではないのかと。

天竜峡エコバレーのところは、県下でも知られた景勝地でもありますから人が来るということが何となく分かるんです。ただ、それだけで本当に人が交流するまでになるんですか。名前だけでやっているのではないかということが、頭の片隅に残るものですから、それで、飯田市が、皆で一生懸命考えて「交流地域にしよう」と言っている以上は、机上の空論ではなくて、三遠南信自動車道が通るからではなくて、もっと「狙いはここにある」とか、「こういうふうにしたいいんだ」ということを、強く言って欲しかったです。

○大貝会長 では、産業経済部お願いします。

○遠山部長 産業経済部長の遠山と申します。よろしくお願いいたします。

只今、遠山郷の交流の拠点ということでご質問をいただきました。

今年からスタートいたしました「いいだ未来デザイン 2028」の中でも、「飯田市への人の流れをつくる」というような取り組み、テーマを設けて行っております。

その中の観光戦略の1つといたしまして、観光地域づくりと地域の魅力向上に取り組んでいますが、遠山郷につきましては、遠山郷の観光戦略計画というものがございまして、そちらをしっかりと実践的なものにしていくということで、現在関係する大学等と連携しまして、どのような形でこの遠山を盛り立てていこうかということを考えています。その中で、やはり地域の中に人を呼び込むということで、観光的な視点や、地域づくりの視点も含めながら、地域の皆さんと一緒に、地域の資源を活かしたツアーづくり等で人を呼び込むという形で、今、試験的な取り組みをしております。

それと、なかなか若者が定着することは少ないわけですが、どのような考え方で

て地域を魅力あるものにしていくかという、今いる若者の皆さん方の想いを実践するという取り組みもしております、その中で、自らこの地域の資源を発掘して、そうやって作り上げた魅力をもって人を呼び込む具体的なツアーという言葉が良いのか、取り組み、実践を地域と行政と一緒に今進めているところでございます。

○大貝会長 どうもありがとうございました。

そのほか、ご質問、ご意見でも構いませんが、ご発言あればお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 会議が始まって40分くらいたちますが、そのほかの議題もありますので、この辺で質疑等は打ち切って、最後の承諾を得られればと思いますが、よろしいでしょうか。

特にご発言、よろしいですね。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、今回、諮問のありました「土地利用基本方針の変更について」お諮りをしたいと思います。

飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会として、市から説明のあったとおり決定することが適当であるという旨、答申することにご意義ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○大貝会長 ありがとうございます。意義なしと認めます。よって、「土地利用基本方針の変更について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨を答申することとさせていただきます。

(2) 飯田市景観計画の変更について

○大貝会長 続きまして、「飯田市景観計画の変更」についてです。こちらは3つの内容があります。

1つ目は、太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて、2つ目は、建築物の敷地面積の最低限に関する制限の見直しについて、そして3つ目が、屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更についてです。

なお、この3つ目と諮問のあった「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について」は関連しており、中身は基本的に同じですので一括での説明とさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○松平 地域計画課の松平です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2の4頁をお開きください。

また、その前に前回配布いたしました資料をパワーポイントのほうで整理させていただいておりますので、会場スクリーンのほうをご覧くださいと思います。

飯田市は、平成19年度に景観行政団体となり、良好な景観の育成に取り組むため景観条例、屋外広告物条例を制定するとともに景観計画を策定してまいりました。

また、飯田市土地利用調整条例を制定し、一定規模以上の建築物の建築等、それから開発行為、土地の形質の変更、屋外広告物の設置などの行為について届出を行うこととしております。

今回、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの開通を見据え、また、長野県景観規則の改正などの社会情勢の変化に対応して、景観計画をはじめとする関係計画、条例の改正等に取り組んでいくということでございます。

見直しのポイントとしましては、スクリーンにありますように3点ございます。

1つ目ですが、「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」、2つ目「建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」、3の「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更」でございます。

それでは、1つ目の太陽光発電施設等の取扱いを定めることについてでございます。

景観上の課題としましては、太陽電池モジュール等につきまして反射光等の影響があるということや、周囲の景観から浮き立つというようなこと、それから国のほうで通称FIT法でございますけれど、こちらの法律に基づきまして、急激な太陽光発電施設の普及というものが起こっております。

また当市の地形も森林が85%を占めておりまして、傾斜地が多く起伏に富んだ地形からご覧の写真にもありますように、大規模であっても平ら地で行うことに比べて、斜面地での影響というのは非常に大きい状況でございます。

現状では、太陽光発電施設等については、一定規模以上の土地の形質の変更について届出の対象としておりますが、工作物としての太陽電池モジュールそのものを具体的に対象としていないこと、またそれに対応した明確な基準がないという状況でございます。また森林の区域等で設置される場合につきましては、森林法の伐採届の提出により着手が可能となっているというような課題がございました。

また、土地の安全上必要な措置につきましても、雨水排水施設や氾濫調整池等に関する基準はあるものの、土地そのものの安全措置を明確に規定していないという課題もございました。

このたび、国も平成29年4月に通称FIT法の改正を行いまして、市の条例を含む関係法令に違反している場合につきましては、事業の認定を取り消すという仕組みが創設されております。また県も太陽光発電施設に対しまして、景観法の届出の対象とするよう規則を改正しまして、届出の対象としての明確化がされております。こういった流れに呼応しまして飯田市としまして太陽光発電施設等の取扱いを定めていくというものでございます。

届出の対象ですが、現行では建築物の新築等に関しまして、床面積若しくは建築面積が500㎡を超えるもの、又は高さが10mを超えるものを届出の対象としておりますが、工作物につきまして、太陽光発電施設を対象としまして、建築物と同等、同規模である設置面積500㎡を超えるもの、又は高さ10mを超えるものを景観法・景観条例及び土地利用調整条例の届出

の対象としていきます。連続して設置するものにつきましては後ほど解説をさせていただきます。

高さの最高限度についてでございますが、既に建築物の最高の高さをご覧のように設定しておりますが、この高さを準用させていただきますして、同等のそれぞれ31m、20m、15mと、区域によって高さを同等のものとしていきたいということでございます。

また形態意匠による制限でございますが、一般的に高さを規定するとそれぞれ単体ごとの高さになってしまうということでございますけれど、このように、右側の図にありますように、斜面地での配置基準等につきましても、最下部の下端から最上部の上端までの高さを先ほどの高さの最高限度としていこうということでございます。

最後に土地の安全上必要な措置についてでございますが、都市計画法の開発許可基準の防災措置基準等を準用いたしまして、切土、盛土、擁壁構造等の基準を整備しまして、安全性を確保していきたいと思っております。

繰り返しになりますけれど、法又は条例に基づく例規の整備によりまして、FIT法の認定取り消しにもつながる内容でございますので、強制力としても非常に強くなっていくということでございます。

それでは、お手元資料2の4頁にお戻りいただきまして説明したいと思います。

「飯田市景観計画の変更(案)、1 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」をご覧いただきたいと思えます。

変更理由については、先ほどのパワーポイントの説明でいたしましたので割愛させていただきます。

変更を行う箇所についてでございますが、お手元の資料6頁からの新旧対照表をご覧ください。縦書き横書きになっておりますが、飯田市景観計画の変更を行う箇所を抜粋した資料でございます。

具体的に変更を行う箇所につきましては、現在の景観計画27頁に当たる箇所となります。別表1「普通地域における行為の基準」の「1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」の表中「ウ. 形態意匠」の基準の欄に、「(コ)」としまして、「太陽光発電施設」を追加させていただきます。太陽電池モジュールの材質・色彩等の景観に配慮することの基準、傾斜地に配置する際の高さの算定方法、高さの最高限度を定めてまいります。

右の欄の適用を示す丸印が地域区分ごとに記載されております。高さの最高限度につきましては、7頁の最下段から8頁でご確認いただけますように、地面に連続して設置する太陽電池モジュールの高さの算定方法を文書で示した上で、中心市街地の区分では、高さの最高限度を31mとするように定めております。

沿道地域、周辺市街地、都市の田園の区分では、都市計画区域内に位置するものですが、高さの最高限度を20mとするようにしております。

また、9頁でご確認いただけますように、田園地域、山地・高原の区分では、都市計画区

域外に該当する部位になろうかと思いますが、高さの最高限度を15mとするよう定めてまいります。

続きまして、現在の景観計画51頁に当たる箇所になりますが、資料9頁の中段からの別表4の2「景観育成特定地区における行為の基準」のローマ数字の1です。「上郷景観育成特定地区」の表中「ウ.形態意匠」の基準に、「(コ)」として「太陽光発電施設」を追加させていただきまして、普通地域と同じく、太陽電池モジュールの材質、色彩等の景観に配慮することの基準、傾斜地に配置する際の高さの算定方法、高さの最高限度を記入しております。

景観育成特定地区である上郷地区では、建築物の高さの最高限度をその上郷地区内全域15mとして基準を強化しているわけですが、建築物と同等のものとしていくという原則から11頁でご確認いただけますように、太陽電池モジュールの高さの最高限度も上郷地区に関しましては15mということに定めていきたいと考えております。

資料の4頁にお戻りください。

施行期日でございますが、景観計画変更後、平成30年4月1日といたしたいと思っております。これは周知期間を図っての4月1日ということでございます。

9月25日から10月24日までの30日間、パブリックコメントにより意見募集を行いました。こちらにつきましては、15頁をご覧ください。

基本的な考え方についてのご意見としていただいておりますが、いただいた趣旨としましては、自然景観や土砂災害への対応として妥当なものではあるが、これにより太陽光発電施設の推進についての制限とならないように配慮すべきであり、日照時間の長い飯田の特性を捉えて、更に太陽光発電施設の促進をしていくべきというご意見でございました。

これに対しまして市の考え方としましては、低炭素なまちづくりを目指し、様々な先進的な環境政策を展開してきたことはご案内のとおりでございます。その立場は今後とも変わるものではございません。ただし、飯田市は多くの急峻な傾斜地を有していることから、その地理的特徴から景観上の配慮、防災上の安全措置を担保するため、一定のルールが必要と考えているところでございます。また、国の法律に沿いまして、適正な発電事業の運営に資するためにも、市町村における取扱いをきちんと条例等で定めていくということが必要であるという考え方でございます。

以上、「太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて」の説明でございました。

続きましてお手元の資料2の4頁の「2 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて」をご覧くださいと思います。

また、その前に、前回配布しました資料をパワーポイントで整理していますので、再び会場のスクリーンをご覧くださいと思います。

この内容につきましては、500㎡を超える複数の一戸建ての住宅を目的とした開発行為について適用される基準でございまして、用途地域が定められている土地の区域については200㎡、用途地域が定められていない地域については300㎡という建築物の敷地面積の最低

限度の基準を景観計画、景観育成基準の中で規定しております。

地域の実情に応じたきめ細かな土地利用のニーズに対応するため、都市計画法等に基づき定められたルールの中で土地利用の規制の強化又は緩和にも柔軟に対応できるよう、最低敷地面積に関する制限を見直し良好な住環境の保全を図りたいとすることでございます。

イメージ図でご確認いただいたほうが分かり易いかと思いますが、これまでは、この青い部分がない状態です。用途地域につきましては200㎡、用途地域の定めのない白地の地域につきましては300㎡、この2つしかなかったものを景観に配慮した地区計画で200㎡としたり、建築協定や景観協定のようなもので250㎡にしたりと、地域の実情に応じて緩和することができるということでございます。

お手元の資料2の4頁をお開きいただきたいと思っております。変更の理由については今ほど説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。

変更を行う箇所となりますが、12頁の新旧対照表をご覧くださいと思っております。

具体的に変更を行う箇所は、現在の景観計画の33頁目にあたる部分になります。別表2「開発行為に関する基準」の表中「イ. 最低敷地面積」の基準に、ただし書きを加え、「都市計画決定されたもの、又は良好な景観の形成が図られるものとして認められるもの（開発面積3,000平方メートル未満に限る）については、この限りではない」という旨を定めてまいります。

4頁にお戻りいただきたいと思っております。

施行期日でございますが、景観計画変更後、こちらは制度の見直しということでございますので、平成30年1月1日とさせていただきます。

なお、補足となりますが、今回の変更にあたりまして、飯田市都市計画法施行条例の一部改正も係ることから、都市計画法第33条6項の規定により長野県知事と協議を行い、10月5日付けで知事の同意を得ているところでございます。

また、飯田市景観協議会を開催いたしまして、関係する機関・団体の皆様との意見交換を行わせていただいたほか、宅地建物取引業協会南信支部（飯田地区）の研修会や、長野県建築士会飯伊支部と長野県建築士事務所協会飯伊支部の建築関係法令等業務講習会の場においても意見交換を行っております。

また9月25日から10月24日までの30日間、パブリックコメントにより意見募集を行いました。こちらについては16頁をご覧くださいと思っております。

意見募集の結果として、2件のご意見をいただいております。

このご意見の趣旨につきましては、1つ目は所得が少ない若い世代で予算が取れず、草取りも困難なので広い敷地は需要に合わない、一方で農家は農地を高く売ることができず生計が立たない、農地からの宅地分譲が容易ではないといったこと、また2つ目のご意見では1つ目のご意見と少し重複する部分がございますが、さらには環境保全を図る意図は理解しているが、各土地の実態や環境から判断して分割するもので一律に制約することはそぐわない

という内容でした。いずれも白地地域の最低敷地面積 300 m²という制限を撤廃又は緩和をし
て欲しいとする内容でございました。

先ほどご紹介しました宅建協会の研修会においてもこの2件と同様のご意見を頂戴してお
りまして、その際にもこの市の考え方をお伝えさせていただいております。

市の考え方としましては、500 m²を超える複数の一戸建て住宅を目的とする開発行為の基
準として最低敷地面積を定めており、白地地域につきましては、景観育成基準における区分
で「都市の田園」又は「田園地域」となっていることから、ゆとりある空間を確保し、住
宅と田園が調和した良好な景観を保全・育成していくことが目的であり、一定のルールの下
で開発を行っていただき、その土地にあった良好な住環境の確保と景観の質を上げてもら
いたいと考えており、新しい制度の活用をお願いしたいとさせていただいております。

なお、1つ目のご意見で提案いただいております「敷地に接する道路を広くして景観づく
りをすれば、200 m²にしても良いのでは」というようなご提案につきましても、まさにこの
新しい制度の景観に配慮した建築協定等によりその土地の実情に応じた対応が可能となるも
のだと考えております。

以上、建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについてでございました。

以下、(3)屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更についての説明も含む

引き続きまして、資料2の5頁をお開きください。「3」の「屋外広告物禁止地域及び屋外
広告物許可地域の区域の変更について」でございます。

こちらも前回配布した資料を会場のスクリーンに映しておりますので、まずはそちらをご
覧いただきたいと思っております。

既に指定している中央自動車道及び三遠南信自動車道の両側 500m以内を禁止地域と 500
mを超え 1000m以内の地域を許可地域として、天龍峡 I C から飯田市と喬木村の境までの区
域を拡張するものでございますが、こちらについては、図面で見えていただいた方が分かりや
すいかと思っておりますので、スクリーンをご覧いただきたいと思っております。

赤色と緑色の部分が中央道沿道でして、これが長野オリンピックを契機に長野県によりま
して禁止地域と許可地域がそれぞれ指定いただいております。

その後、市が景観行政団体となりまして、三遠南信自動車道の開通に伴い、平成 20 年に飯
田山本 I C から天龍峡 I C までの間を同様に禁止地域、許可地域として市が指定しておりま
す。

今回の黄色いところを拡張していこうという区域でございまして、この黄色の濃い部分が
両側 500mの禁止地域、その外側の薄い黄色の部分が 500mから 1000mまでの間というこ
とで許可地域としていきます。

それでは、お手元の資料の 2、5 頁の 3(1)変更の理由については説明したとおりでござ
いますので割愛をさせていただきますが、13 頁の新旧対照表をご覧いただきたいと思いま
す。

具体的に変更を行う箇所は、現在の景観計画の 39 頁から 40 頁の部分になりますが、別表

3の2「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の「【屋外広告物禁止地域】」の区間の欄ですが「天龍峡インターチェンジまで」と記載してあったものを、「飯田市と下伊那郡喬木村との境界まで」に変えていきたいと。また、次の14頁の別表3の2の表中も同様に変更していきたいと考えております。

5頁にまたお戻りいただきたいと思っております。

施行期日につきましては、景観計画変更後、平成30年1月1日とさせていただきます。こちらにつきましても、前回の勉強会でもお話をさせていただきましたが、8月にこの路線すべてにつきまして既存の広告物の調査をさせていただいております。調査の結果、今回の禁止地域・許可地域の基準の制限に関しまして、抵触するものはございませんでしたのでご報告させていただきます。

あと、17頁に記載をさせていただいておりますが、今回の変更にあたりまして、飯田市景観協議会、拡張する区域に該当する地域協議会への意見聴取のほか、10月16日から11月14日までの30日間、パブリックコメントにより意見募集を行いました。いずれも意見はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

パワーポイントで前回説明した内容や背景等も説明いただきながら、今回の具体的な変更点を新旧対照表で説明をいただけたということです。

それでは、今説明のあったことについて質疑を受け付けたいと思っております。

太陽光、敷地の最低限度、屋外広告物と、3つありますので、それぞれについてご質問を出していただいて、その後、案件ごとにご意見を伺うということにさせていただきます。

それでは、最初の太陽光発電施設の取り扱いに関して、ご質問があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

前回の審議会で、一通りご質問、ご意見を伺っていますので、特になければ先に進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、太陽光については質問なしということでしたので、2番目の建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについてご質問等ありますか。

○白子委員 議席番号11番の白子です。よろしくお願いいたします。

先日、建築協会の業務講習会の中で、松平係長からこの問題について説明をいただいた時にも質問が出ていまして、私も今ひとつ分かりづらい面があったのもう一度お聞きしたいんですが、この敷地面積の最低限度というのは、あくまで宅地造成を伴う開発行為をする場合のみの規定であって、普通に住宅を建てる時の土地の計画とは全く関係ないということではないのでしょうか。

例えば、600㎡の農地を宅地に、農地転用した後に150㎡に4分割して売買しても問題は

ないのでしょうか。

○大貝会長 事務局からお願いします。

○松平 ご質問ありがとうございます。

まず1つ目ですが、今回の規定につきましては、景観法、景観条例の中で、届出の対象としているもので、500 m²を超える複数の一戸建ての住宅を目的とした開発行為を行う場合のもので、景観育成基準は、この500 m²を超える複数の一戸建ての住宅を目的とした開発行為についての基準でございます。

お話にありましたように、例えば1筆でも何筆でもいいんですけど、250 m²の敷地で建築の計画があって、建物を建てられるということにつきましては、対象にならないということでございます。

一戸建ての住宅を複数建てる場合についての制限であるということでございますので、ひとつの区画として、又は、500 m²未満の敷地で建てる場合には該当しないというのが1つ目でございます。

また、600 m²の農地につきましては、1戸だけを建てるということであれば対象にならないんですけど、600 m²を2つに分割して一戸建ての住宅を建てるために開発したいということであれば、これは届出の対象になります。白地地域においては300 m²ずつにさせていただくか、300 m²より大きい敷地にさせていただく必要があるということでございます。

農地転用の後に、600 m²を150 m²に4分割するというお話ですけど、この規定はどういう行為をしようとするかについての制限でございますので、農地転用の後に150 m²に分割する予定があるものについては、認められないということでございます。

○白子委員 それは、農地転用の時点で分かるんですか。後からチェックするんですか。

○松平 この条例は平成20年から施行しておりますが、そういった状況や届け出については確認させていただいているので、そういう行為は今までないと思っています。また、そういうご相談は当然ありますが、それは300 m²でやってくださいとお願いしているところでございます。

○白子委員 分かりました。開発行為に伴う、伴わないということは、我々でも複雑な部分があり、一般の方にとってはもっと分からないと思うので、その辺のことを丁寧に周知していただいたほうがいいのではないかと思います。

○大貝会長 ありがとうございます。

実際の開発行為の時は、業者も入って専門的な立場から市に事前の問い合わせをするでしょうから、そこでそういう規制があるということは分かると思います。

その他、今の建築物の敷地面積に関して、ご質問ご意見はありますか。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、最後の屋外広告物禁止地域等の変更についてはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、今、質問という形でお受けしたんですけども、太陽光に関してご意見等

があれば、お伺いしたいと思いますよろしくお願いします。

(発言する者なし)

○大貝会長 では、敷地面積の最低限度に関して、ご意見等あればお伺いしたいと思います。

(発言する者なし)

○大貝会長 3番目の屋外広告物禁止地域及びその許可地域の区域の変更についてはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 特段のご意見はないようですので、お諮りをしたいと思いますよろしくお願いします。

(「異議なし」との声あり)

○大貝会長 それでは、飯田市景観計画の変更についてお諮りをします。

景観計画の変更は、土地利用計画審議会及び都市計画審議会、両方の立場として、市から説明のあったとおり決定することということで、適当であるという答申をすることでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

それでは、「飯田市景観計画の変更について」は、諮問のあったとおり決定することとさせていただきます。

3番目の諮問事項として、「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について」をお諮りしたいと思います。

こちらは、飯田市土地利用計画審議会として市から説明のあったとおり決定することとさせていただきます。

(「異議なし」との声あり)

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

「屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

(4) 飯田都市計画と畜場の変更(廃止)について

○大貝会長 それでは、諮問事項としては4番目になりますけれども、「飯田都市計画と畜場の変更(廃止)について」を事務局より説明をお願いいたします。

○熊谷 地域計画課の熊谷と申します。都市計画と畜場の変更(廃止)についてご説明をいたします。

説明の内容は、資料3として、都市計画の法定図書を配布させていただいておりますが、会場前方スクリーンにてすべて説明させていただきますのでこちらをご覧ください。

今回、都市計画を変更し廃止することをお諮りすると畜場は、松尾新井にあります「飯田と畜場」でございます。

本と畜場の区域は、図の中で赤く囲った部分で、面積は0.5ha、処理能力は、豚換算で1

日あたり 400 頭として計画をしておるものでございます。

変更し、廃止する理由について申し上げます。

飯田市におけると畜場は、明治 44 年に「飯田市営と畜場」として開設し、昭和 34 年に現位置、飯田市松尾新井に移転をし、業務を行ってまいりました。

その後、畜産振興施策と家畜飼育の集団多頭化に伴い、と畜処理頭数が急激に増加し既存施設では狭隘となったことから、昭和 51 年 1 月に本と畜場を都市計画決定し、規模拡大による畜産振興及び処理環境の整備を図ってまいりました。

しかしながら、昨今の畜産業を取り巻く厳しい環境や担い手の高齢化などによりまして、急速にと畜処理頭数の減少が進んでまいりまして、施設を運営いたしております株式会社長野県食肉公社では、平成 23 年度から営業利益の赤字が続いておりました。

そうした中、食肉公社では、累積損失が毎年積み上がる経営状況を改善するため、平成 27 年 3 月をもちまして、本と畜場でのと畜業務を終了し、その業務を松本支社へ集約し飯田支社を閉鎖いたしました。施設本体につきましても、本年平成 29 年 2 月までに解体を完了しております。

このような状況から、今後、と畜処理頭数の増加は望めず、本市におきまして、と畜業を行う必要がなく、また、その可能性もないと判断をいたしまして、今回、飯田都市計画と畜場「飯田と畜場」を変更し、廃止したいとするものでございます。

今回の案件にかかる手続きの経過についてご報告いたします。

地元、松尾地区まちづくり委員会推進会議にて、今回、都市計画を変更する方針を説明させていただいた後、広く市民みなさまからの意見を募集するため、平成 29 年 9 月 1 日から 10 月 2 日までの間、素案のパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見はございませんでした。

また、パブリックコメント実施中に、飯田市都市計画法施行条例第 10 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、当該都市計画の対象となる土地の区域のある、松尾地域協議会に対しまして意見聴取を実施いたしました。その結果、平成 29 年 9 月 20 日に「異議なし」との回答をいただいております。

その後、都市計画法第 17 条第 1 項の規定により、計画案の縦覧を 11 月 1 日から 11 月 14 日まで実施いたしました。その結果、こちらも縦覧者、意見ともございませんでした。

また、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定により、長野県知事に協議をいたしまして、下協議、事前協議を経たうえで、11 月 17 日に「異存なし」との回答を得ております。

今後の予定につきましては、本審議会におきまして諮問内容が適当であるとの答申をいただければ、速やかに変更をし、告示、縦覧の手続きを実施したいと考えております。

なお、と畜場跡地の利用につきましては、産業経済部を中心に新たな土地利用計画を検討しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。

只今、説明のありました飯田都市計画と畜場の変更（廃止）について質疑を受け付けたいと思います。

まず、ご質問があれば出していただいて、その後ご意見を伺いたいと思います。

既にと畜場としての機能は終了して建物の解体も終わっています。今回、お諮りしているのは、都市計画の施設としての位置づけを外すということです。

ご質問等なければ、ご意見お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長 最後に説明があったように、跡地利用については、検討中であるようです。

特に、ご質問ご意見なければ、本件についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○大貝会長 それでは、お諮りしたいと思います。

「飯田都市計画と畜場の変更（廃止）について」お諮りしたいと思います。

ただいま市から説明のあったとおり決定することが適当である旨を答申するということで、ご異議ないでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、「飯田都市計画と畜場の変更（廃止）について」は、諮問のあったとおり、決定することが適当である旨を答申することとさせていただきます。

以上で諮問事項に対するすべての審議が終了いたしました。

なお、答申書の文面につきましては、私にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○大貝会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様から何かご発言等があればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長 では、特段ないようですので、事務局にお返しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6. その他

○勝岡 ご審議いただきまして、ありがとうございました。

その他といたしまして、事務連絡をいたします。

○小平 飯田市の建設部長の小平と申します。本日は、前回の10月の勉強会とあわせて、慎重にご審議いただきまして大変ありがとうございました。

副市長からの挨拶にもありましたように、この委員会の任期が12月14日までということで、本日が最後の審議会ということになろうかと思っております。

皆様のご協力によりまして、この2年間、審議会を滞りなく進めることができましたことに大変感謝を申し上げたいと思います。

大変ありがとうございました。

○勝岡 それでは、これをもちまして飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。

閉 会 午後14時55分